



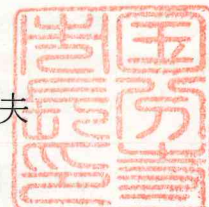
諮問第1号

令和5年6月29日

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会

会長 内藤孝雄様

国分寺市長 井澤邦夫



国民健康保険の運営について（諮問）

国民健康保険事業の運営について、国分寺市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）第2条及び国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則（昭和34年規則第2号）第2条の規定により、下記事項について審議いただきたく、諮問します。

記

- 1 国民健康保険税の課税限度額改定について
- 2 国民健康保険税の税率改定について

諮問内容の説明

1 国民健康保険税の課税限度額改定について

令和5年度の本市の国民健康保険税の課税限度額は、医療分650,000円、後期高齢者支援金分200,000円、介護保険分170,000円となっている。

地方税法施行令改正により、課税限度額は、後期高齢者支援金分が220,000円（地方税法施行令第56条の88の2第2項）へ変更されており、令和6年度からの本市の国民健康保険税限度額改定への意見を求める。

2 国民健康保険税の税率改定について

令和5年度の本市の国民健康保険税の税率は、医療分5.46%、後期高齢者支援金分1.80%、介護保険分1.57%となっている。

昨年度貴協議会からの答申内容、現在の国民健康保険特別会計の財政状況及び標準保険料率を踏まえ、令和6年度からの本市の国民健康保険税の税率を令和5年度多摩26市平均値を参考にしながら、改定することへの意見を求める。